平成２９年（フ）第３７０号
鹿児島県鹿児島市加治屋町６番５号　コーポ田中305号
破産者　川島　秀人
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５７７号
北九州市小倉北区木町３丁目13番27号
破産者　株式会社ティエラ
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２１号
岩手県宮古市藤原２丁目２番25号
破産者　株式会社古舘商店
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第４３号
栃木県那須塩原市若草町116番地75
破産者　鈴木　咲子
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第２３６６号
横浜市都筑区見花山14―５富士見ケ丘ビル２Ｆ
破産者　医療法人社団じねんじゅくとのうち小児科
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５号
新潟県三条市田島１丁目13番16号
破産者　有限会社橋本楼
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第４２号
現本店所在地不明、商業登記簿上の本店所在地富山市四方荒屋1988番地
破産者　株式会社Ａｎｚｅｎ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
富山市清水町３丁目４番11号
破産者　有限会社末広大黒料飲サービス
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４６６号
名古屋市中川区打中２丁目162番地
破産者　株式会社ＺＥＮＴＯＳ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４０４号
名古屋市西区牛島町６番１号
破産者　株式会社アプレッツ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７３号
大阪府松原市南新町１丁目３番15号
破産者　株式会社太田組
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４６６号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目１番11号
破産者　株式会社リアルフィールズ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７１号
大阪市西淀川区姫里２丁目10番６号
破産者　株式会社ピアット・フォルテ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２３号
大阪市北区天満橋１丁目８―10―202、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区南堀江４丁目17番18号原田ビル
破産者　株式会社ホクオー通商
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９８５号
大阪市中央区道修町１丁目７番10号アドバンスビル北浜６Ｆ
破産者　ＷＥＢＳＴＡＲ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８８４号
大阪市北区天満橋２丁目４番11号
破産者　株式会社アジカン
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４６８号
大阪府守口市大日町４丁目46番21号
破産者　株式会社プレシス
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目22―９
破産者　株式会社エイテイエンジニアリング
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
兵庫県川西市久代１丁目10番８号
破産者　有限会社フォーム・テクノ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３９２号
熊本市南区南高江２丁目11番18号
破産者　有限会社サン・フーズ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２４号
熊本市北区清水本町10番83号
破産者　株式会社三幸堂
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５４６号
東京都立川市砂川町８丁目56番地の１ラ・メール立川501
破産者　佐藤　孝一
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部